

【2024 年第 4 号】

香港と大湾区における個人情報の 越境移転促進政策

2024 年 2 月 8 日

區 雅晴 CARRIE AU

香港法人営業部
アドバイザー室

T +852-2823-6091
E CARRIE_NC_AU@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱 UFJ 銀行
MUFG Bank, Ltd.
(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

中国では個人情報やデータの取り扱いに関する規制強化のための法律¹が相次いで施行されている。2021 年 11 月に施行された個人情報保護法では、個人情報の越境移転が規制されているが、中国・香港間における移転も制限されることが大湾区²の一体発展を進めるうえでの課題となっている。そこで 2023 年 6 月、中国政府と香港政府は共同で、「粵港澳大湾区における個人情報の越境移転促進に関する覚書」を締結、同年 12 月には「粵港澳大湾区（中国本土・香港）における個人情報の越境移転標準契約書における実施ガイドライン（以下「本ガイドライン」）」および「粵港澳大湾区（中国本土・香港）における個人情報の越境移転標準契約書における備案ガイドライン」を发布了。ガイドラインは大湾区と香港間での個人情報越境時の管理方法を示したものである。本稿では、ガイドラインの要点、個人情報越境移転の契約書の締結に際して企業が留意すべき要点について解説する。

1. 背景

中国個人情報保護法では、中国本土に所在する企業は、業務上の必要性により域外に個人情報を提供する必要がある場合、当局のセキュリティ評価を受け、専門家による個人情報保護認証を取得し、域外の情報受領者とも契約を締結することなどが新たに義務付けられた。そのため、越境の際はセキュリティ評価項目などの要件を満たすための事務負担およびコンプライアンスコストの負担が強いられることになった。特に、中国のゲートウェイである香港に所在する企業は業務上中国との個人情報の共有が必要になるケースが多いが、中国から香港への個人情報の移転は域外扱いとされるため、大湾区での一体発展を目指す中国・香港にとって越境移転の利便化が課題となっていた。

本ガイドラインは、大湾区において、中国本土と香港の間で、個人情報を保護するための標準契約を締結することにより、個人情報の越境移転を行うことが可能となる。これによって企業の個人情報保護法要件を充足させることを容易にし、コンプライアンスコストを軽減、グローバルビジネスハブとしての香港の競争力の向上にも繋がると言える。

¹ 代表的なものとしてサイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法のデータ 3 法がある

² 粵港澳大湾区（グレーターベイエリア・GBA）とは広東省珠江デルタ地域所在の 9 つの都市（深圳、東莞、惠州、広州、肇慶、佛山、中山、珠海、江門）と、香港及びマカオ特別行政区から構成される都市圏である

2. 本法案の内容(抜粋)

概要(抜粋)	
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> 大湾区(中国本土地区³)・香港に登録した組織・所在する個人における個人情報取扱者および受領者
対象外個人情報	<ul style="list-style-type: none"> 当局により重要データとして通知または公表された個人情報
義務および責任	<ul style="list-style-type: none"> 事前に個人情報主体に通知するか、個人情報主体の同意を得ること 大湾区以外の組織や個人に情報提供しないこと
個人情報保護の影響評価	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の越境提供の前に、主に以下の内容に関して評価を行う必要あり <ol style="list-style-type: none"> 個人情報取扱者および受領者における個人情報取扱いの目的および方法の適法性、正当性および必要性 個人情報主体の権利利益に与える影響およびセキュリティリスク 受領者が負うべき義務、および義務を履行するための管理および技術的措置と能力が、越境移転される個人情報のセキュリティを確保できるかどうか
備案義務	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱者および受領者は、標準契約の発効日から10営業日以内に、広東省インターネット情報弁公室または香港情報技術総監弁公室に標準契約書を提出し、以下の資料を提出する必要あり <ol style="list-style-type: none"> 法定代表者の身分証明書の写し 誓約書⁴ 標準契約書⁵
監督管理	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱者および受領者はそれぞれ現地当局より以下通りに監督管理されること <ol style="list-style-type: none"> 標準契約第2条第7項および第10項に基づき、個人情報取扱者は、当局からの照会への対応および契約上の義務および責任の履行について立証責任を負う 標準契約第3条第12項に基づき、受領者は、当局指導の遵守、必要な措置が講じられたことの証明の提供など当局の監督および管理に従う 標準契約第6条第2項に基づき、個人情報取扱者が標準契約を解除する場合は、当局に通知する

3. 本ガイドラインと中国本土版の比較

2023年2月、中国政府は「個人情報越境における標準契約弁法」(以下「中国本土版」)を発表した。こちらは中国全域が対象地域となる一方、本ガイドラインはマカオを除く大湾区のみである。これに加えて、以下の相違点がある。

<個人情報の流通量制限の免除>

中国本土版では個人情報取扱者が標準契約を締結し、個人情報を域外移転する場合の流通量の上限を100万人としている。さらに前年1月1日からの累計で、域外移転する個人情報数およびセンシティブ個人情報数はそれぞれ10万人未満、1万人未満であることが要求される。また、重要情報インフラ事業者は個人情報の域外移転は禁じられている。

これに対して本ガイドラインでは、移転する個人情報の流通量の制限や重要情報インフラ施設の運営禁止などの条項は定められていない。ただし、中国の「データ越境安全評価弁法」の第4条に基づき、データ輸出のセキュリティ評価を

³ 広州、深圳、珠海、佛山、惠州、東莞、中山、江門、肇慶

⁴ 本ガイドラインの付録に[テンプレート](#)あり

⁵ 本ガイドラインの付録に[テンプレート](#)あり

行うことが前提である。大湾区と香港間のデータ移転に流通量の制限がなくても、「データ越境安全評価弁法」の要件を満たすことが求められる。

<個人情報保護の影響評価項目の相違点>

本ガイドラインでは影響評価を受ける3項目が定められている。これに対して中国本土版においては、追加で重点的影響を受ける項目が3項目あり、当局にて備案時に報告書の提出も必要とされる。内容は個人情報越境後の改ざんや不正使用などの防止、域外受領者が所在する地域の法規が標準契約の履行に及ぼす影響、その他個人情報越境移転のセキュリティ事項などが対象となっている。本ガイドラインにより、大湾区と香港間のデータ移転時の個人情報保護の影響評価が中国本土版と比較して簡素化され、評価報告書に企業の過剰な情報を開示することへの懸念が軽減されたと言える。

<届け出の利便化>

中国本土版においては備案するにあたり、以下7種類の書類の提出が必要とされ、当局による審査処理に15営業日必要とされることに対して、本ガイドラインではii.、v.、vi.の3つの必要書類のみで10営業日で審査結果が出るように手続きが利便化された。

- i. 統一社会信用コード証明の写し
- ii. 法定代表者の身分証明書の写し
- iii. 担当者の身分証明書の写し
- iv. 担当者の授權委託書
- v. 誓約書
- vi. 標準契約
- vii. 個人情報保護影響評価報告

4. まとめ

中国における個人情報関連規制が強化されて以来、中国に所在する企業は個人情報の取り扱い方法の改善が課題となっている。特に個人情報の越境移転が発生する企業にとっては、安全評価や当局への届け出などの対応が求められている。本ガイドラインは大湾区における個人・企業の個人情報越境移転に特化した特別措置であり、全国版より簡素化され、企業にとって利便性が高い内容となっている。また、本ガイドラインは中国本土と香港で共同設定されたことから、2つの地域の法制度の相違や矛盾によって引き起こされうる論争を回避し、企業がコンプライアンス責任を履行しやすくなると言えよう。香港政府からも標準契約の内容は香港における個人情報(プライバシー)条例をクリアできるとお墨付きを得ている。

標準契約の利用時に注意を要する点として、標準契約は当局により決定された内容であり、参加企業は統一された内容にて契約を締結することが必要とされる点である。従って個人情報移転に関して標準契約に含まれる内容以外にも取り決めておくべき条項がある場合、別途契約を調印する必要がある。新たに締結する契約は本ガイドラインによる標準契約の内容と相反してはならないと定められている。仮に相反した場合は標準契約の内容が優先されることになる。また、すでに中国本土版の標準契約を完了している場合は、本ガイドラインの適用要件や範囲などが異なるため、自社の置かれている状況とニーズに応じて中国本土版または大湾区版である本ガイドラインによる標準契約のいずれを採用すべきか、弁護士等の専門家のアドバイスを得たうえ検討することが望ましい。

本ガイドラインは公布した日から施行されるものの、初期段階では任意の企業が意向書を提出して参加する形となる。香港政府は銀行、信用調査およびヘルスケア業界に参加を呼び掛けている。2024年中旬に本ガイドラインを見直す予定になっているが、今後個人情報以外の重要データ越境移転にも規制緩和の拡大が実現した場合、在香港の日系企業に大きな利便性をもたらすことが可能だ。データ越境に関する規制動向に引き続き注視していきたい。

以上

	発行日	タイトル
2024 年第 3 号	2024/1/31	香港 GEM 市場上場規則改革
2024 年第 2 号	2024/1/16	香港「現代物流発展アクションプラン」の策定
2024 年第 1 号	2024/1/2	北部都会区アクション・アジェンダ 2023

当室が発行した過去のニュースフォーカスについて、以下のリンクよりご参照：

(日本語) https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_JPN.pdf

(英語) https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_ENG.pdf

- These materials have been prepared by MUFG Bank, Ltd. ("the Bank") for information only. The Bank does not make any representation or warranty as to the accuracy, completeness or correctness of the information contained in this material.
- Neither the information nor the opinion expressed herein constitute or are to be construed as an offer, solicitation, advice, or recommendation to buy or sell deposits, securities, futures, options or any other financial or investment products. The Bank [MUFG Bank] is a licensed bank regulated by the Hong Kong Monetary Authority and registered with the Securities and Futures Commission to carry out Type 1 and Type 4 regulated activities in Hong Kong.
- All views herein (including any statements and forecasts) are subject to change without notice, its accuracy is not guaranteed; it may be incomplete or condensed and it may not contain all material information concerning the parties referred to in this material. None of the Bank, its head office, branches, subsidiaries, and affiliates are under any obligation to update these materials.
- The information contained herein has been obtained from sources the Bank believed to be reliable, but the Bank does not make any representation or warranty nor accept any responsibility or liability as to its accuracy, timeliness, suitability, completeness, or correctness. Therefore, the inclusion of the valuations, opinions, estimates, forecasts, ratings, or risk assessments described in this material is not to be relied upon as a representation and / or warranty by the Bank. The Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates and the information providers accept no liability whatsoever for any direct or indirect loss or damage of any kind arising out of the use of all or any part of these materials.
- Historical performance does not guarantee future performance. Any forecast of performance is not necessarily indicative of future or likely performance of any product mentioned in this material.
- The Bank retains copyright to this material and no part of this material may be reproduced or re-distributed without the written permission of the Bank and the Bank, its head office, branches, subsidiaries, or affiliates accepts no liability whatsoever to any third parties resulting from such distribution or re-distribution.
- The recipient should obtain separate independent professional, legal, financial, tax, investment, or other advice, as appropriate.

Copyright 2024 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.